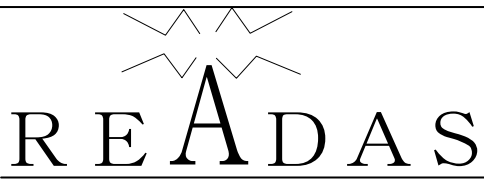


第 5666 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月 8日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 申告不要の配当所得

**Q**：申告が不要の配当所得があるそうですが、どのようなものですか？

**A**：次のものをいいます。

### 【解説】

配当所得は、原則として確定申告の対象となりますが、確定申告不要制度を選択することができるものもあります。

この確定申告不要制度の対象となる配当等は、主に次のようになっていますが、この制度を適用するかどうかは、1回に支払を受けるべき配当等の額ごと（源泉徴収選択口座内の配当等については、口座ごと）に選択することができます。

なお、確定申告不要制度を選択した配当所得に係る源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできません。

①上場株式等の配当等及び投資法人からの金銭の分配の場合（大口株主等が受ける場合を除く）

支払を受けるべき配当等の金額にかかわらず、確定申告を要しません。

②上場株式等及び投資法人以外の配当等の場合

一回に支払を受けるべき配当等の金額が、次により計算した金額以下である場合には、確定申告を要しません。

10万円×配当計算期間の月数(注)÷12

(注)配当計算期間が1年を超える場合には、12月として計算します。また、配当計算期間に1月に満たない端数がある場合には、1月として計算します。

